

令和 7 年度

札幌市児童相談所第三者評価受審結果報告書

一般社団法人あいおらいと



1 業務日程

履 行 場 所	
業務実施日	(1) 説明会 令和7年 7月 8日 (火) (2) 訪問調査 令和7年 8月 5日 (火) 6日 (水) 令和8年 1月27日 (火) 28日 (水) ※ (3) 報告会 令和7年 9月18日 (木) 中間報告 令和8年 3月 4日 (水) 最終報告

※一時保護施設第三者評価にあわせて、札幌市児童相談所及び札幌市東部児童相談所の訪問調査を再度実施

2 管内状況 2024年4月 1,088,258世帯 1,953,539人 手稲区、清田区は調査日が異なる

札幌市児童相談所

	世帯数	人口
中央区	152,915	244,543
手稲区	61,080	140,731
北区	156,359	283,536
西区	121,212	218,378
東区	146,832	260,193
南区	73,356	133,596

711,754 1,280,977 ※

札幌市東部児童相談所

	世帯数	人口
白石区	128,239	213,345
豊平区	135,260	226,591
厚別区	67,051	123,589
清田区	45,954	109,037

376,504 672,562

参考 北部担当部長の担当区（北区、東区） 合計 303,191世帯 543,729人

※札幌市児童相談所の管轄人口は北部担当部長の担当区である北区及び東区を除くと737,248人となる

3 組織体制 職員数 合計356人

令和7年5月1日時点

	札幌市児童相談所	札幌市東部児童相談所
常勤職員 218人 (一時保護担当54人含)	139人 (一時保護担当28人含)	79人 (一時保護担当26人含)
会計年度職員 138人 (一時保護担当97人含)	106人 (一時保護担当69人含)	32人 (一時保護担当28人含)

	札幌市児童相談所
一時保護所の入所定員 ※令和3年11月～	70名 (女子18名・幼児10名、男子22名、小学生20名)

	札幌市児童相談所	札幌市東部児童相談所
一時保護所の入所定員 ※令和7年9月～	50名 (女子18人・幼児10名、男子22名)	36名 (女子12名・幼児6名、男子18名)

職員自己評価提出数（一時保護担当を除く 205 人を対象に実施）

札幌市児童相談所						札幌市東部児童相談所			
部課長	地域連 携課	家 庭 支 援課	緊 急 対 応課	相談判 定一課	相 談 判 定二課	家 庭 支 援課	緊 急 対 応課	相談判 定課	合計
12	26	12	25	33	23	11	11	28	181

4 アンケート

対 象	備 考
施設・里親等の子どもの アンケート（小 4 以上）	施設 送付数 4 2 9 人 回答数 3 2 9 人
	里親・ファミリーホーム 送付数 1 4 4 人 回答数 4 4 人
関係機関	施設 送付数 6 4 か所 回答数 2 2 か所
	自立援助ホーム 送付数 1 4 か所 回答数 1 3 か所
	里親・ファミリーホーム 送付数 1 5 6 か所 回答数 4 4 か所
	区 回答数 9 か所

子どものアンケートは、重症心身障害児施設・自立援助ホーム・親族里親を除く

5 訪問調査日程

1日目 8月5日(火) 9:00~17:00		対応職員
9:00 ~ 9:15	当日の流れの確認・あいさつ	
9:15 ~ 10:00	施設見学	
10:00 ~ 12:00	評価項目聴き取り	
12:00 ~ 13:00	休憩	
13:00 ~ 13:30	職員の聴き取り 2年目の職員 児童福祉司3名 (札児、東児、緊急対応) 【30分】	・児童福祉司①相談判定二課相談一係職員 ・児童福祉司②(東部)相談判定課相談三係職員 ・児童福祉司③(東部)緊急対応課調査担当係職員
13:30 ~ 14:00	職員の聴き取り 2年目の職員 児童心理司2名 (札児、東児) 【30分】	・児童心理司①相談判定一課判定係職員 ・児童心理司②(東部)相談判定課判定係職員
14:00 ~ 15:00	評価項目聴き取り	所長・部長・課長
15:00 ~ 15:30	事例1についての聞き取り 【30分】	【事例1】 ・相談判定二課相談一係長 ・相談判定二課相談一係職員 ・相談判定二課判定係職員
15:30 ~ 16:00	事例2についての聞き取り 【30分】	【事例2】 ・家庭支援課地域支援係長 ・家庭支援課地域支援係職員 ・相談判定一課判定係職員
16:00 ~ 16:30	事例3についての聞き取り 【30分】	【事例3】 ・(東部)相談判定課相談一係長 ・(東部)相談判定課相談一係職員 ・(東部)相談判定課判定係職員
16:30 ~ 17:00	まとめ	所長・部長・課長

2日目 8月6日(水) 9:00~17:00		対応職員
9:00 ~ 9:30	評価項目聴き取り	所長・部長・課長
9:30 ~ 12:00	援助方針会議に参加	
12:00 ~ 13:00	休憩	
13:00 ~ 13:30	職員の聴き取り SV 児童福祉司3名 (札児、東児、緊急対応) 【30分】	・児童福祉司①：家庭支援課地域支援係長 ・児童福祉司②：(東部)相談判定課相談二係長 ・児童福祉司③：緊急対応課調査担当係長
13:30 ~ 14:00	職員の聴き取り SV 児童心理司(札児、東児) 【30分】	・児童心理司①：相談判定二課判定係長 ・児童心理司②：(東部)相談判定課判定係長
14:00 ~ 15:30	まとめ 補足聴き取り	所長・部長・課長

3日目 1月27日(火) 11:00~11:30		対応職員
11:00 ~ 11:30	職員の聴き取り SV	・児童福祉司、児童心理司

4 日目 1 月 28 日（水） 11：00～11：30		対応職員
11：00～11：30	職員の聴き取り SV	・児童福祉司、児童心理司

※ 4 日目は札幌市東部児童相談所にて実施

6 個別に聴き取りを実施した事例

- 事例 1 「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」
 事例 2 「2 年以上施設入所しているケース」
 事例 3 最近の「区役所へ見守りを依頼している虐待ケース」

7 第三者評価項目

令和 2 年度児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングの報告書）に報告されている評価基準（案）を基本としたもの

8 判断基準

- ・判断基準の評価は○、△、×で評価する。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の 4 段階にて評価を行う。

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態
U	業務外

総評

<評価の高い点>

1 質の向上のための多角的な取組

札幌市では、児童相談所の課題解決と機能強化に向けて、①専門的相談支援体制の強化、②地域における相談支援体制の整備、③東部児童相談所の新設、④DX化の推進など、多角的な取組を進めていることは高く評価できる。

2 専門的相談支援体制の強化

札幌市では、国の「児童虐待防止対策総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司、児童心理司等の専門職を計画的に増員するとともに、常勤医師、常勤弁護士、教員、保健師等の多職種を配置し、専門的相談支援体制の充実を図ってきた。

特に弁護士、医師の配置が行われたことにより、様々な事案について相談が可能となったことや医療機関との連携がスムーズとなった。また、警察からの派遣職員もあり、虐待対応について相談や警察との連携がスムーズに行われるようになった。

さらに、「札幌市児童相談関係職員人材育成方針」を策定し、児童相談所内や各区家庭児童相談室に周知していることを確認した。

3 福祉コース職員の人材育成

令和4年度末に「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」を策定し、キャリアラダーを導入。年間育成計画書や研修手帳を活用した計画的な育成が行われ、定期面談時にはキャリアラダーにより取得すべき専門性や自らの到達段階を確認している。

この福祉コース職員を採用し、児童相談所内外を含めた人事異動が定期的に行われることにより、多様な経歴を持つ人材が心理職・福祉職として従事することで、幅広い視点からの支援が可能となり、人材確保や適材適所の配置にもつながっている。

また、札幌市役所のインターンシップ制度「オープン・カンパニー」において、「子育て・福祉コース」を設け、大学生・大学院生の受け入れを通じた人材確保・育成にも力を入れており、将来の担い手育成に向けた取組が着実に進められており、これらの取組は高く評価できる。

4 区との連携

札幌市では、独自のシステムにより区との情報共有が行われている。実務者会議や児童家庭支援センターとの定期的な情報交換に加え、合同研修やグループワークを通じて交流を深めている。近年は区と児童相談所間における人事異動の活用も進み、連携強化に向けた取組が一層推進されている。

こうした取組により、情報の一元化と人的ネットワークの構築が進み、区間や部署間の垣根を越えた人材交流は、組織全体の支援力や柔軟な対応力を高める効果を生んでいる。

5 DX化等の取組

関係機関との情報共有を円滑化するため、「子育てデータ管理プラットフォーム」を構築中であり、生活保護担当や教育委員会等との連携も検討している。また、療育手帳判定相談のオンライン予約導入など、業務改善を進めている。

6 第三者評価を活かした総合的取組の検証

札幌市児童相談所は、令和4年度に第三者評価を受審し、評価結果を踏まえて課題の明確化及び業務の見直しを行ってきた。今回、課題解決と機能充実にに向けた総合的取組の進捗や効果を検証するため、2回目の第三者評価を受審した姿勢は高く評価できる。

< 今後に期待する点 >

1 施設入所、委託等の子どもとの関わり（児童相談所の課題）

家庭支援課が施設入所や里親委託等の子ども支援を担当しているが、今回のアンケートでは定期的な面会や自立支援計画の見直しが行われていないとの回答が多かった。現在、アドボケイト事業により子どもの意見把握に取り組んでいるが、今後は担当職員のケース数を踏まえ、組織全体で支援体制を検討する必要がある。

2 児童相談所の適正配置及び北部担当部長設置後の支援体制（自治体の課題、児童相談所の課題）

札幌市児童相談所は、東部児童相談所が開設された後も、依然として約130万人という人口規模に対応しなければならない状況にある。これは、国が定める「管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下」という基準を大幅に上回っている。今後も引き続き、地理的条件や管轄人口、虐待相談件数を踏まえ、児童相談所の適正配置に向けた検討が必要である。

また、令和7年度における北部担当部長の設置により、組織マネジメント体制強化の効果が認められる一方で、相談判定部門を担う相談判定二課長が配置されていないなど、北部担当部長の負担が大きい。今後より専門性の高い職員を課長職として配置するなどの対応が求められる。

3 担当ケース数の適正化（自治体の課題、児童相談所の課題）

札幌市では、児童相談所の課題解決と機能強化に向け、多角的な取組を進めている。しかし、近年は相談対応件数の増加やケースの複雑化が進み、職員一人あたりの担当ケース数が多く、過大な負担となっている。また、家庭環境の複雑化に伴い、対応に高度な判断と継続的支援を必要とするケースが増加している。

今後は、過剰な時間外勤務とならないよう、職員一人あたりの担当ケース数の在り方を組織として検証し、すべてのケースについて継続的かつ計画的なモニタリングが可能となる体制づくりが必要である。

そのためには、人員増強だけでなく、ケース分類や業務分担の見直し、ITツールの活用など、総合的な業務改善が不可欠である。

4 管理職の負担軽減（自治体の課題、児童相談所の課題）

「東部児童相談所」の開設や「北部担当部長」の設置など、マネジメント体制の強化に向けた工夫は進められているものの、依然として札幌市児童相談所では国の人口基準を大幅に上回る状況が続いている。児童相談所長は、子どもの最善の利益を守るための最終的な決裁権者であり、その責任は極めて重い。現在、決裁権限の一部を他の管理職に分担しているとはいえ、議会対応や行政内外との調整など、継続的な負担が大きい。

児童相談所業務は、日々の意思決定に高度な判断力と迅速な対応を求められるうえ、精神的負荷も非常に高いという特性があり、こうした状況は、管理職自身の健康や判断の質にも影響し、ひいては組織全体の機能低下につながるおそれがある。今後は、管理職の業務分担や意思決定プロセスの見直し、支援スタッフの配置など、負担軽減に向けた具体的な方策を検討するとともに、精神的疲労を含めた課題の把握と改善策の体系的整理が必要である。

5 組織体制整備に対する職員の関与の促進（児童相談所の課題、職員の課題）

今回、第三者評価の受審にあわせて、東部児童相談所の開設や北部担当部長の配置による業務運営上の変化を確認するため、8月から9月にかけて全職員を対象にWEB アンケートを実施した。このアンケートの回答数は職員全体の4分の1程度にとどまり、東部児童相談所の開設等による組織改編や体制整備が進んでいる中にも関わらず、一般職員の関心や参画意識が高まっていないことが懸念される。現在も、新たな組織体制の検討が進んでいることから、今後は組織運営の担い手となる職員一人ひとりの意識の向上や、組織づくりへの積極的な関与が求められる。

6 第三者評価の継続的な取組について（児童相談所の課題、職員の課題）

札幌市児童相談所及び一時保護施設の第三者評価受審は今回が2度目であるが、職員の異動などによって、先回の評価について振り返りや改善に向けた取組等を詳細に確認することができなかった。

このことから、受審結果等を自分自身の業務に関連づけて見直しを行う意識が職員一人ひとりに育まれていない可能性があるため、今後は、国が示す毎年の自己評価及び定期の第三者評価の受審に取組むだけでなく、児童相談所が実践する支援について職員一人ひとりが自分事として認識し、児童相談所全体として継続的に質の向上をめざしていくことが求められる。

○北部担当部長を配置したことによる効果、東部児童相談所を札幌市児童相談所と同一施設内に設置したことによる効果、東部児童相談所を白石区に移転開設したことによる効果

別紙「札幌市東部児童相談所開設後における各児童相談所の成果・今後の課題などについての報告（第三者評価を通じた検証報告）」のとおり。

結果

第Ⅰ部 児童相談所の組織	評価
【評価項目1】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている	B
【評価項目2】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている	B
【評価項目3】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる	B
【評価項目4】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している	A
【評価項目5】 職員（一時保護所を含む）に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	S
【評価項目6】 情報の取り扱いが適切に行われている	B
【評価項目7】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている	B
【評価項目8】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している	A
第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	評価
【評価項目9】 子どもへの向き合い方は適切であるか	A
【評価項目10】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
【評価項目11】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている	A
【評価項目12】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている	A
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応	評価

【評価項目13】 通告・相談の受付体制が確保されている	B
【評価項目14】 通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている	A
【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
【評価項目18】 アセスメントに必要な調査が行えているか	A
【評価項目19】 アセスメントが適切に行われているか	A
【評価項目20】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている	A
【評価項目21】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている	B
【評価項目22】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われている	A
【評価項目23】 援助方針の内容は適切か	A
【評価項目24】 市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか	A
【評価項目25】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている	A
【評価項目26】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている	B
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている	A
【評価項目28】 居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている	A
【評価項目29】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている	A
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける際に手続きが適切に行われている	A
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	評価
【評価項目31】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
【評価項目32】 里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者（里親・施設職員等）と十分な協議を行っている	A
【評価項目33】 措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している	A
【評価項目34】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか (指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	B B
【評価項目35】 援助方針の見直しが適切に行われているか	B
【評価項目36】 自立支援計画の見直しが適切に行われているか	B
【評価項目37】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	評価 外
【評価項目38】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している	B
【評価項目39】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	B

【評価項目40】措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	B
【評価項目41】措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
【評価項目42】入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
【評価項目43】子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目44】家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
第Ⅴ部 社会的養育の推進	評価
【評価項目45】里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
【評価項目46】養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
【評価項目47】養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている	A
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	評価
【評価項目48】適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている	A
【評価項目49】保護者の理解・同意を得られるよう努めている	A
【評価項目50】保護者への在宅指導は、適切に行われている	B
【評価項目51】親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている	A
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	評価
【評価項目52】要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
【評価項目53】関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
【評価項目54】児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	S
【評価項目55】市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	B
【評価項目57】児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている	評価 外
【評価項目58】家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A

評価結果

第Ⅰ 児童相談所の組織

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○組織体制

評価

【評価項目1】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている	B
1 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	A
☐ 当該児童相談所の現状・課題を把握できている	○
☐ 現状・課題に応じた体制が構築されている「市区町村援助機能」「相談機能」「一時保護機能」「措置機能」が適切に機能している	○
2 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	B
☐ 国が示す児童福祉司の配置標準を満たしているか、満たしていない場合、配置に向けて計画している	○

	☐ 職員一人あたりの担当ケース数が適切である	X
	☐ 地理的状況、交通事情、一時保護所までの距離等の地域の実情を踏まえた配置が行われている	○
3 必要な専門職を配置している		A
	☐ ・医師・弁護士が常勤配置されているか（各児相の規模（級）による）	○
4 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている		A
	☐ 身柄通告や迷子等、受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
	☐ 緊急保護や通告・相談に、適切に対応している	○
	☐ 一時保護所の当直職員に頼っていないか	○
	☐ 対応する職員への連絡やその後の対応が迅速に行えているか	○
	☐ 休日夜間の対応において、児童相談所としての判断は誰がどのように行っているか	○
【コメント】 札幌市では、児童相談所の課題解決と機能強化に向けて、①専門的相談支援体制の強化、②地域における相談支援体制の整備、③東部児童相談所の新設、④DX化の推進など、多角的な取組を進めている。しかし、相談対応件数の増加やケースの複雑化に伴い、職員一人あたりの担当ケース数が多く負担が大きくなっている。 今年度の東部児童相談所の開設および北部担当部長の設置により、体制強化が期待される。夜間・休日の通告・相談についても、委託先を含めた柔軟な対応体制が構築されている点は評価できる。		

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○組織体制

評価

【評価項目２】組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている		B
1 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている		B
	☐ 児童相談所運営マニュアルが策定されている	○
	☐ マニュアルは実態に応じたものとなっている（使われているか）	○
	☐ マニュアルの研修が行われている	△
	☐ マニュアルの見直しが行われている	○
2 組織的な判断や対応が行われている		A
	☐ 支援方針や支援経過について複数の職員で確認する仕組みがあるか	○
	☐ 個人の意見等により判断や対応が変わることはないか	○
3 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている		A
	☐ 経験の少ない職員への支援体制はある	○
4 職員間での情報共有が図られている		○
	☐ 担当者不在時には代替職員が対応できるか	○
	☐ 担当者のみで情報が止まっていないか	○
	☐ 担当者変更時に、引継ぎが適切に行われているか	○
【コメント】		

児童相談所では運営マニュアルを策定し、マニュアル委員会により毎年度の見直し・更新を行っている。運営マニュアルの研修は実施されていないが、新規採用や異動職員の研修時には必要な事項はマニュアル記載していることを伝えている。

経験の浅い職員には教育係を配置し、複数名での対応など実務を通じた支援を行っている。職員間の情報共有には「サイボウズ」を活用しているが、情報量や質には担当者による差が見られる。また、マニュアルは若手職員から「わかりづらい」との意見もあり、今後の改善が期待される。

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○組織体制

評価

【評価項目3】職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる		B
1 適正な就業状況が確保されている		B
☐ 職員の時間外勤務時間が過剰になっていない		X
☐ 年次休暇を取得できている		○
2 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている		A
☐ メンタルヘルスの確保とハラスメント防止に関する取り組みが行われている		○
☐ 職員が相談しやすい組織、人間関係であるか		○
3 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている		A
☐ 庁舎（閉庁時等）の防犯上のシステムは管理されている		○
☐ 不審者等の侵入があった場合の対処方法が明確になっている		○
☐ 災害時における職員の安全確保やBCP（事業継続計画）が策定されている		○
【コメント】 有給休暇は積極的に取得するよう配慮し、職員が働きやすい職場環境に努めている。しかし、職員の時間外勤務時間が過剰となっており、東部児童相談所の移転開設に加え、管轄する人口に対する適切な児童相談所の組織体制の充実が必要である。庁舎の防犯上のシステムは警備員を含め管理されている。		

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○組織体制

評価

【評価項目4】児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している		A
1 業務改善を行う仕組みがある		A
☐ 業務改善の取り組みを組織的に行っている		○
☐ 職員が業務改善を提案できるための工夫・仕組みがある		○
2 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている		A
☐ 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている		○
3 監査結果を組織内で検証し業務を改善している		A
☐ 監査結果を組織内で検証し業務を改善している		○
【コメント】 業務改善や業務の手順・ツールを見直すプロジェクトがあり、業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている。しかし、一部の問題意識、課題意識のある職員にかたより共有する機会に乏しいとの声もある。		

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○職員の資質向上・業務改善

評価

【評価項目5】職員（一時保護所を含む）に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか		S
1 職員に必要な研修や育成が行われている		A
☐	職種・役割に応じて必要な研修が受講されている	○
☐	ソーシャルワークを通じた職員の育成に取り組んでいる	○
☐	所内の状況・課題に応じた研修テーマの設定を行っている	○
☐	組織として職員が研修に参加しやすい体制をつくっている	○
2 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある		S
☐	職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	○
☐	職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されている	○
3 職員の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている		S
☐	職員の専門性を確保するための採用・異動の仕組みがある	○
【コメント】		
職員の専門性を確保するため、令和4年度末に「福祉コース職員の育成方針」を策定し、育成ツールとしてキャリアラダーを導入。また、福祉コースで採用された職員については、年間育成計画書、研修手帳等を活用した指導・育成が行われている。職員の専門性についても定期面談時にキャリアラダーにより確認される。 この福祉コース職員を採用し、児童相談所内外を含めた人事異動が定期的に行われることにより、多様な経歴を持つ人材が心理職・福祉職として従事することで、幅広い視点からの支援が可能となり、人材確保や適材適所の配置にもつながっている。		

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○情報管理に関する項目

評価

【評価項目6】情報の取り扱いが適切に行われている		B
1 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている		A
☐	通告者や関係機関等からの情報収集にあたり、秘匿等の配慮が十分に行われている	○
☐	関係機関等への情報提供について、情報の漏洩が無いように配慮している	○
☐	司法機関からの照会に関しては必要に応じて文書で回答している	○
☐	職員に対し、情報の適切な取り扱いについて研修を行っている	○
2 個人情報の保護・管理が適切に行われている		B
☐	児童相談所内において、個人情報等が記載された書類が適切に管理されている	△
☐	個人情報が記載された書類が適切に保管されている（離席時にはファイルを閉じるなどの対応ができているか）	△
☐	来所者の目に留まるところに個人情報が置かれていない（ホワイトボード、掲示物等）	○

【コメント】

通告者や関係機関等からの情報収集にあたり、秘匿等の配慮が行われている。個人情報管理について児童記録等は、鍵のかかる書庫ではなく担当者のデスクに置かれていることがある。今後、鍵のかかる書庫などに保管することを徹底していく必要がある。

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○情報管理に関する事項

評価

【評価項目7】児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている		B
1 児童記録票の作成方法や管理は適切である		B
☐	児童記録票は、受理した子どもごとに作成されている（世帯ごとになっていない）	○
☐	記録等の持ち出しについて、所内のルールが定められている	○
☐	担当者不在時も、必要に応じて確認できる管理方法となっている	○
☐	児童記録は、鍵のかかる書庫に入れるなどにより管理され、電子データは外部から閲覧できないようになっている	△
2 児童記録票に必要な情報が全て記載されている		B
☐	児童記録票には、受理からの援助過程が確認できるようすべてが記載されている	○
☐	記録の書き方などの研修が行われている	△
☐	所内や関係機関と共有できるよう、簡潔でわかりやすい表現となっている	△
3 児童記録票について、所内での決裁を得ている		A
☐	所内での決裁が適切なルートで決済されている	○
☐	適切な時期に決裁されている	○
【コメント】 記録等の持ち出しについてはルールを定め、セキュリティ対策が施されたモバイルパソコンを活用している。児童記録は電子化されており、担当者の不在時にも必要に応じて確認できる体制が整っている。 記録に関しては、必要な情報が不足している場合や書き方に差が見られるとの意見が多く、公文書として情報開示の対象となることを踏まえ、今後は記録の質や統一性に向けた話し合いの機会を設けることを期待する。		

第Ⅰ部 児童相談所の組織 ○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について

評価

【評価項目8】児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している		A
1 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている		A
☐	地域の理解促進を目的とした広報・啓発活動・研修会等を行っている	○
【コメント】 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のため、児童虐待防止推進月間の取組をはじめフォーラムや出前講座を開催している。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

【評価項目9】子どもへの向き合い方は適切であるか		A
1	子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	A
	☐ 子どもとの面接にあたって、子どもの言葉を丁寧に聴き取っている	○
	☐ 子どもの孤立、疎外、不安などの感情に寄り添い、自分を支援する大人がいることを実感できるようにしている	○
2	子どもへの対応において、適切な面接を行っている	A
	☐ 子どもの年齢や状況に合わせた面接を行っている	○
	☐ 子どものニーズを十分に把握している	○
【コメント】 子どもへの向き合い方については、職員の職種や経験によるが、基本として子どもの言葉を丁寧に聴き取り、ニーズを十分に把握している。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

【評価項目10】子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか		A
1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	A
	☐ 子どもの権利ノートが策定されている	○
	☐ ノートだけでなく、子どもの状況に応じた権利の説明を行っている	○
2	児童相談所の職員が子どもの意見や意見表明を意識して対応している	A
	☐ 職員が「アドボカシー」（意見形成支援、意見表明支援）について理解している	○
	☐ アドボカシーを意識した具体的な対応が行われている	○
3	子どもが児童相談所の職員以外に気持ちを伝えるためのツールを利用できるようにしている	A
	☐ 子どもが児童相談所の職員以外に気持ちを伝えるためのツールを利用できるようにしている	○
	☐ 意見表明の機会を支援している	○
【コメント】 子どもの権利ノートは、年齢に応じて作成されている。「アドボカシー」については、外部へ委託しており、職員も「アドボカシー」を意識した対応を心がけている。司法審査が始まったことで、子どもの権利についてより意識する機会が増え意見表明の機会を支援している。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

【評価項目11】適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている		A
1	子どもに対して必要な説明を適切に行っている	A
	☐ 子どもに対し、児童相談所の役割等（アセスメントや判断、援助方針）を説明している	○
	☐ 援助方針の理由、援助の見通しについても説明している	○
	☐ 支援者（里親・施設を含む）や委託・措置後の生活等に関する説明を行っている	○
	☐ 行政不服審査請求及び不服申し立ての方法についても説明している	○

2 援助方針決定前及び援助過程において、子どもからの意向や意見を聴いている	A
☐ 援助方針決定前及び援助過程において、子どもからの意向や意見を聴いている	○
【コメント】 子どもへの必要な説明は適切に行うようにしているが、年齢や発達状況によっては、説明を行うことが難しいのが現状である。審査請求や不服申し立ての説明は該当しそうな子どもへの場合に応じて説明を行っているが、近年該当ケースがない。	

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

【評価項目12】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている【	A
1 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	A
☐ 子ども等の意向や意見を把握するプロセスが設けられている	○
☐ 子どもの意向だけで判断していないか	○
☐ 子どもの将来を見据えた最善の利益を考慮している	○
☐ 反映できない意向や意見があった場合に子どもに対する説明等が行われているか	○
2 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	A
☐ 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 子ども等の意向や意見を把握するプロセスは、各場面で必要に応じて実施している。また、子どもの意見や意向を意識しながら対応をしている。近年、児童福祉審議会に聴取を行ったケースはない。	

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応

評価

【評価項目13】 通告・相談の受付体制が確保されている	B
1 適切な相談受付の体制が確保されている	A
☐ 相談受付の体制が整っている	○
☐ 相談内容に応じ、必要な専門職等が対応するよう柔軟な対応が行われている	○
☐ 来所以外の相談方法の選択肢はあるか（電話、家庭訪問、市役所等での面接など）	○
2 障害者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置が行われている	B
☐ 所内の職員配置や研修などによる工夫をしているか	○
☐ 障害に応じたバリアフリーや通訳など対応できるような工夫をしている（相談室の場所、所内での対応が難しい場合の訪問など）	○
☐ 外国ルーツの保護者について、文化的背景や宗教の違い等の配慮をしている	△
3 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	A
☐ 相談者や通告者からの情報収集において、子どもの安全を優先した対応をしている	○
☐ 相談者や通告者に対して情報の秘匿に配慮している	○
【コメント】	

相談内容に応じ、必要な専門職が対応するようにしている。必要に応じて区役所で相談を行うなどしている。障害に応じたバリアフリーや通訳など対応しているが、視覚又は聴覚に障がいのある相談者や日本語が十分ではない相談者への対応は十分な体制ではないとの意見が多く聞かれる。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応 評価

【評価項目14】 通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている		A
1 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている		A
☐	相談受付票（受理票）に必要な情報が記載されている	○
☐	収集が必要な情報の項目がわかるようになっている	○
☐	不足していると思われる情報がある場合、その理由は適切なものか（確認すべき事項の認識不足や多忙による情報収集不足などによるものではないか）	○
2 所属機関や、その他の関係機関等から情報収集を行っている		A
☐	所属機関やその他の関係機関等から、適切な情報収集を行っている	○
☐	収集された情報が適切に記録されている	○
【コメント】		
相談者や通告者から必要な情報収集については、受理票に基づいて漏れのないように収集している。不足していると思われる情報がある場合には関係機関等に聞き取りをしている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○受理 評価

【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか		A
1 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている		A
☐	受理会議が定例で開催されているか	○
☐	緊急受理会議の開催判断、手順が明確になっている	○
☐	参加すべき職員が参加できるよう工夫されている	○
☐	発言者の偏りはない	○
2 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている		A
☐	受理会議は全てのケースが検討されている	○
☐	検討・判断するための進め方や資料等の工夫が行われている	○
3 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている		A
☐	受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
4 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている		A
☐	安全確認の必要性や方法について判断している	○
☐	安全確認の必要性及び方法を判断するための基準等（リスクアセスメントツール等を活用して安全性の判断をしている）が明確になっているか	○
☐	通告された子ども以外のきょうだいへの虐待についての可能性も考慮しているか	○
5 受理会議の内容について適切に記録が保存されている		A
☐	受理会議録は協議内容がわかるものとなっている	○

☐	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
☐	所長の決裁印があるか	○
【コメント】 受理及び緊急会議は、随時実施し組織的に判断を行っている。検討すべき全てのケースについて行われ、記録は担当者が行っている。安全確認の必要性及び方法を判断するためには、リスクアセスメントツールを活用して安全の判断をしている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○子どもの安全確認・安全確保 評価

【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか		A
1	通告受理後、速やかに安全確認が行われている	A
☐	安全確認のためのマニュアルが策定されている	○
☐	所内で独自に設定している時間がある（国の基準は48時間）	○
2	子どもに直接会って安全確認が行われている	A
☐	子どもに直接会って安全確認が行われている	○
3	家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	A
☐	市町村と連携している	○
☐	警察と速やかに連携している	○
☐	立入調査や警察への援助要請等の必要な措置がとられている	○
4	拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	A
☐	拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】 安全確認のためのマニュアルが策定され、安全確認は48時間ルールに基づいて行われる。子どもに直接会って安全確認が行われているが、直接会えなく安全確認ができない場合は、学校や警察等の関係機関と連携しながら対応している。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○子どもの安全確認・安全確保 評価

【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか		A
1	一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	A
☐	一時保護の必要性を判断するための基準等（リスクアセスメントツール等）が明確になっているか	○
☐	子どもの一時保護に対する希望、意見を聞いている	○
☐	子どもの一時保護が必要にも関わらず保護所の定員等の理由により、一時保護を行わなかったケースはないか	○
☐	一時保護を迅速に行っている	○
【コメント】 一時保護の必要性を判断するためリスクアセスメントツールに基づいて対応している。子どもの一時保護に対する希望、意見の聴取については現場で行われる。保護所の定員が超過する場合、施設へ委託するなど子どもの安全の確保を優先している。		

--

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○調査・アセスメント

評価

【評価項目18】アセスメントに必要な調査が行えているか		A
1	所内や関係機関等、複数の視点で確認できるような体制・方法となっている	A
	☐ 調査に際して事実確認ができています	○
2	調査の結果が適切に記録されている	A
	☐ 調査の結果が適切に記録されている	○
【コメント】 調査に際しては、受理会議等で受理票やリスクアセスメントツールに基づき複数の視点で確認している。調査の結果は記録している。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○調査・アセスメント

評価

【評価項目19】アセスメントが適切に行われているか		A
1	多角的・重層的な診断を行っている	A
	☐ チームによるアセスメント（福祉司・心理司）が行われている	○
	☐ 市町村の意見を含めたアセスメントが行われている	○
	☐ 子ども等の状況に応じ、医師等の専門職や関係機関の意見がアセスメントに反映している	○
2	アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	A
	☐ アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	○
3	アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	A
	☐ アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】 チームによるアセスメントが行われ、多角的、重層的な診断となるようにしている。アセスメントシートは、札幌市独自のシステムにより区と情報共有が行われ、関係機関との個別ケース検討会議の場でも活用されている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○調査・アセスメント

評価

【評価項目20】特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている		A
1	特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	A
	☐ 特定妊婦に関するリスクアセスメントシートがある	○
	☐ 要対協、市町村保健センター、保健所、医療機関等との協議・調整・役割分担が行われている	○
	☐ 出産後の対応も見据えたアセスメントが行われている	○
2	きょうだいや内縁関係の保護者等を含め、家族全体のアセスメントが行えている	A
	☐ 本人だけでなく家族全体のアセスメントができています	○
3	転居ケースに対応するアセスメントが適切に行われている	A

	☐ 転居ケースに対応するアセスメントが適切に行われている	○
	☐ 転居先の児相や要対協との調整が行われている	○
4	転居先が不明な子どもについて、適切な調査等が行われている	A
	☐ 市町村と情報共有・連携し、速やかに調査を実施している	○
	☐ 「C A 情報」を活用し全国の児童相談所に照会を行っている	○
5	居住実態が把握できない家庭についての調査、関係機関との連携等が適切に行われている	A
	☐ 居住実態が把握できない家庭についての調査、関係機関との連携等について手順等がある	○
	☐ 市町村（保健センターや教育委員会等）からの相談を受け、要対協と連携し、速やかに調査を実施している	○
	☐ 必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭について、立入り・臨検を含めた安全確認・安全確保のための対応をしている	○
	☐ 上記の安全確認ができない場合、警察に行方不明届を提出している	○
【コメント】 特定妊婦に対するアセスメント及び支援は、区の母子保健担当と連携しながら対応している。転居先が不明な子どもや居住実態が把握できない家庭についての調査等は、あまり例がないが関係機関との連携や警察に行方不明届を提出するなどの対応を行う。 また、「C A 情報」等は全国児童相談所長会の申し合わせ事項「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」（ケース移管ルール）に従って行っている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目21】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている		B
1	援助方針会議が適切な頻度で開催されている	A
	☐ 援助方針会議が定例で開催されている	○
	☐ 参加すべき職員が参加できるよう工夫されている	○
2	総合診断をふまえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	B
	☐ 援助方針会議に、子ども等の状況に応じ、必要な専門職の参加や専門的知見からの確認を行っている	○
	☐ 事案により、市町村に対して援助方針会議への参加を依頼している	△
3	援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	A
	☐ 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
4	援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	A
	☐ 援助方針会議録は、会議の協議内容・結果・理由がわかるものとなっている	○
【コメント】 援助方針会議は必要に応じてその都度開催されている。子どもの状況に応じ、主治医からの意見を確認したりしている。援助方針会議への参加は、特に区へは参加することを求めているが、区との連携強化に向けた取組の一環として傍聴は可能としている。援助方針会議録は、会議の協議内容・結果・理由がわかるようにしている。		

--

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目22】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われている		A
1	子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	A
	☐ 子どもの将来を見据え、子どもの最善の利益を確認したものとなっている	○
	☐ 在宅を基本として検討している	○
	☐ 在宅が難しい場合でも、親族による養育や親族里親の可能性を優先的に検討している	○
2	援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	A
	☐ 援助方針を決定するにあたり、保護者等の相談内容や意見等を考慮している	○
	☐ 反映できない意向や意見があった場合に保護者等に対する説明等が行われている	○
3	市町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	A
	☐ 援助方針の中で、関係機関の相談内容や意見等を確認できる	○
	☐ 関係機関に対する説明等が行われている	○
4	市町村への送致ケースに関する判断が適切に行われている	A
	☐ 送致を判断する基準がある	○
5	児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	A
	☐ 必要に応じて児童福祉審議会からの意見を聞いている	○
6	子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じて家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	A
	☐ 必要に応じて、未成年後見人の請求や28条の申し立てや親権停止等を行っている	○
【コメント】 援助方針の決定にあたり、子どもの最善の利益を優先するための検討が行われる。在宅を基本とし保護者等の意見等をできるだけ把握し、援助方針に反映するようにしている。市町村への送致ケースに関しては個別支援会議等を開催し話し合いにより行われる。 未成年後見人の請求や28条の申し立てや親権停止等について近年事例はない。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目23】 援助方針の内容は適切か		A
1	援助方針として必要な事項が網羅されている	A
	☐ 援助方針として定めるべき事項が網羅されている	○
	☐ 短期的及び長期的な視点が盛り込まれている	○
	☐ 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
2	援助方針が具体的でわかりやすいものとなっている	A
	☐ 援助方針が具体的でわかりやすいものとなっている	○
	☐ 援助方針会議の記録に、子どもの意見や決定理由などの必要な情報が網羅されている	○
【コメント】		

援助方針として定めるべき事項のフォーマットがある。援助方針は、児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている。記録は会議での指摘や必要なこと等について記録される。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目24】市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか		A
1	市町村への送致にあたっては、市町村との協議を十分に行っている	A
	☐ 送致の決定前に、市町村との協議を行っている	○
【コメント】 区への送致については個別支援会議を開催している。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○在宅指導

評価

【評価項目25】在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている		A
1	在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	A
	☐ 支援内容（目標、期間、方法等）や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
	☐ 指導対象と目的に応じた効果的な方法が選択されている （継続指導、指導措置、指導委託措置、保護者指導勧告制度を使い分けているか）	○
2	子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	B
	☐ 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	△
3	複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	A
	☐ 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】 在宅指導については、区と個別支援会議を開催し役割分担等の調整を行い支援している。保護者や子どもへは、必要に応じて家庭訪問、来所面接を行っている。しかし、虐待のケース以外では計画的な支援はしていないとの意見も聴かれる。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○進行管理・援助方針等の見直し

評価

【評価項目26】指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている		B
1	組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	B
	☐ 把握した状況に応じ、対応が行われている	△
	☐ ケースについて、児童相談所内で共有・管理されている	○
2	養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、速やかに再アセスメントを行っている	A
	☐ 生活環境に大きな変化があった場合に、再アセスメントが行われている	○
	☐ 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しが行われている	○
【コメント】		

困難ケースや問題のあるケースについては検討しているが、それ以外のケースは、ケース数も多く状況変化の把握ができていない。生活環境に大きな変化があった場合は、再アセスメントを行い必要に応じて援助方針の見直しを行っている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○進行管理・援助方針等の見直し 評価

【評価項目27】指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている		A
1	一時保護を行った子どもの情報について市町村へ提供している	A
	☐ 一時保護を行った子どもの情報について市町村へ提供している	○
	☐ 指導や措置を行っているケースについて、市町村へ情報提供を行っている	○
【コメント】 一時保護や措置を行ったケースについては、担当福祉司が保護者と同時に区にも通知を出している。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更 評価

【評価項目28】居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている		A
1	居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている	A
	☐ 居所と住所が異なる場合に管轄する児童相談所を、どのように判断しているか	○
	☐ 管轄する児童相談所の役割は明確になっている	○
【コメント】 居所と住民登録が異なる場合については、実住所で判断しており管轄する児童相談所の役割は明確になっている。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更 評価

【評価項目29】「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている		A
1	援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	A
	☐ 「情報提供」または「ケース移管」を行うためのマニュアルが策定されている	○
	☐ 移管先の児童相談所に適切な情報提供を行っている	○
	☐ 相手先の児童相談所の意見・意向等が援助方針に反映されている	○
2	移管までの援助が適切に行われている	A
	☐ 引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導もしくは継続指導等が行われている	○
	☐ 移管を見据えた指導が行われている	○
	☐ 相手先の児童相談所から依頼があった場合には、追加で情報収集等を行っている	○
	☐ 文書による情報提供を行っている	○
3	移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	A
	☐ 緊急性が高い場合には、対面による引継ぎを行っている	○
	☐ 転居が確認されてから、1か月以内にケース移管を完了している	○
	☐ ケース移管完了後も、移管先の支援体制が安定するまでの間状況確認等を行っている	○
	☐ 「情報提供」または「ケース移管」を行うためのマニュアルの見直しが行われている	○

【コメント】

「情報提供」、「ケース移管」等の手続きは全国児童相談所長会の申し合わせ事項に従って行われる。引継ぎが完了するまでの間は児童福祉司指導等が行われている。ケース移管完了後も、移管先の支援体制が安定するまでの間、状況確認等を行っている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○管轄する児童相談所の変更 評価

【評価項目30】「情報提供」または「ケース移管」を受ける際に手続きが適切に行われている		A
1	情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	A
	☐ 「移管」が「情報提供」の判断が適切に行われている	○
2	移管元の援助方針を考慮し適切に対応している	○
	☐ 移管元の児童相談所が行っていた援助方針が速やかに継続されている	A
3	移管手続き完了後、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
	☐ 移管手続後、新たな環境下での家庭状況等のアセスメントを行っている	A
	☐ アセスメントに基づき、援助方針の見直しが行われている	○

【コメント】

全国児童相談所長会の申し合わせ事項に基づいて行われる。移管手続きは、移管元と協議を行いながら進めている。

第Ⅳ部 社会的養護を必要とする子どもへの支援

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整 評価

【評価項目31】社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか		B
1	家庭での養育が困難または適切でない子どもの措置に関する支援方針は適切である	A
	☐ 家庭養護が優先的に検討されている	○
2	措置先の選定は、子どもの意向や特性、措置先の種別、地理的条件などに応じて適切に行われている	B
	☐ 措置先の特徴・特性、能力や状況を把握できている	○
	☐ 子どもや保護者等の意向を踏まえて選定されている	△
3	措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	A
	☐ 措置先の決定にあたり、措置先の市区町村や関係機関と必要な調整を行っている	○

【コメント】

家庭養護が優先的に検討される。措置先の選定は、子どもの特性、措置先の種別、地理的条件を考慮しているが、施設の不足等により措置先の制約を受ける場合がある。

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整 評価

【評価項目32】里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者（里親・施設職員等）と十分な協議を行っている	A
---	---

1	里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	A
	☐ 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
2	援助方針について援助者（里親・施設職員等）と協議・連携を行っている	A
	☐ 援助方針について援助者（里親・施設職員等）と協議・連携を行っている	○
【コメント】 里親委託・施設入所措置開始にあたり、里親・施設職員等と協議を行っている。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整

評価

【評価項目33】措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している		A
1	里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	A
	☐ 里親や施設等への措置開始に向けて適切に説明を行っている	○
	☐ 里親や施設等への措置開始に向けて施設見学等適切に援助を行っている	○
【コメント】 入所前には、子どもに施設の説明をするほか、施設見学、一時保護を利用して生活体験するなどの支援を行っている。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

評価

【評価項目34】里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）		B
1	子どもや支援の状況を定期的に把握している	B
	☐ 措置直後の子どもの状況を把握している	○
	☐ 子どもや支援の状況を定期的かつ必要に応じて把握している	△
2	里親や施設等に必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	B
	☐ 里親や施設等の支援内容等を把握できている	△
	☐ 里親や施設等からの相談等に対して、必要な指導・助言等を行っている	△
	☐ 子どもの状況について、児童相談所内で共有している	△
3	里親や施設等からの意見等を尊重している	B
	☐ 里親や施設等から意見等が述べやすいよう工夫をしている	△
	☐ 里親や施設等からの意見等に基づき、援助方針等の見直しが行われている	△
【コメント】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等については、家庭支援課が対応している。しかし、里親・施設のアンケートでは、定期的な面会や面談等が行われておらず、子どもの意見が反映されていないとの回答も多い。今後、里親や施設等に対して必要な助言・支援については組織の在り方も含め検討が必要である。		

【評価項目35】 援助方針の見直しが適切に行われているか		B
1	定期的に援助方針の見直しを行っている	B
	☐ 施設入所中の子どもについては、家庭養護への移行に向けた検討が行われている	△
	☐ 援助方針の見直しにあたり、子どもや保護者の意向を聴いている	△
	☐ 援助方針の見直しにあたり、里親や施設の意向を聴いている	△
【コメント】 援助方針の見直しについては、アンケートの結果から定期に行われている子どもと行われていない子どものケースがあるとの回答がある。また、全く見直されないケースがあるとの回答も散見される。今後、組織の在り方も含め適切な援助方針の取組が必要である。		

【評価項目36】 自立支援計画の見直しが適切に行われているか		B
1	定期的に自立支援計画を策定している	B
	☐ 自立支援計画について、必要な助言・指導ができるような関わり方をしている	△
	☐ 定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	△
2	自立支援計画の策定・見直しに際し、子どもの参画が十分行われている	B
	☐ 策定にあたっては子どもの意見を聞いている	△
3	里親への自立支援計画の策定・見直しが適切に行われているか	B
	☐ 児童相談所が里親の自立支援計画の策定・見直しを行っているか	△
	☐ 策定や見直しにあたっては、子どもや里親の意見を聞いている	△
【コメント】 自立支援計画の見直しについてもアンケートの結果から定期に行われている子どもと行われていない子どものケースがあるとの回答がある。また、全く見直されないケースがあるとの回答も散見される。今後、組織の在り方も含め適切な自立支援計画の見直しが必要である。		

【評価項目37】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか		
1	面会・通信制限が必要なケースにおいて適切に面会・通信制限を行っている	
	☐ 面会・通信制限が子どもに及ぼす功罪について検討している	
	☐ 保護者に対し弁明の機会をつくったうえで判断している	
	☐ 面会・通信制限について子どもの意見を聞いている	
2	面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	
	☐ 面会・通信制限の解除にあたって、子どもの意見を聴いている	
	☐ 面会・通信制限を解除にあたって、里親や施設等を協議している	
	☐ 面会・通信制限の解除にあたって、保護者へ説明し理解を得ている	

3 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	
☐ 必要な関係機関との情報共有や連携体制が確保されている	
【コメント】 近年、面会・通信制限や接近禁止命令を行政処分として行ったケースはないため該当なし。	

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

評価

【評価項目38】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している	B
1 子どもからの入所施設等に対する苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	B
☐ 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルが策定されている	△
☐ 子どもが苦情や不満等を言いやすいよう工夫をしている	△
☐ 子どもに不利益が発生しないよう配慮されている	○
2 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	A
☐ 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
3 里親や施設等による権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	B
☐ 通告や届出を受理した場合には、速やかに施設や里親等を所管する自治体への通知を行っている	○
☐ 状況に応じ、速やかに管轄する部署と連携している	○
☐ 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルの見直し行われている	△
【コメント】 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルはない。子どもからの苦情や不満等についてはアドボケイト事業が導入され、権利ノートも配布されている。しかし、担当職員と里親、施設との連絡の少ないケースもある。	

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

評価

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

【評価項目39】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	B
1 一時帰宅について、適切な判断を行っている	B
☐ 一時帰宅にあたり施設等と十分に協議している	△
☐ 一時帰宅にあたり、市町村等の関係機関に対して事前に情報を提供している	○
☐ 一時帰宅が難しいと判断したケースについて、子どもや保護者に対してその理由を説明している	○
☐ 一時帰宅をした子どもの意見、希望を聴取している	○
☐ 一時帰宅中の養育状況について適切に把握している	○
2 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	A
☐ 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○

【コメント】

一時帰宅については施設アンケートでは、施設と十分協議が行われず、子どもの意見を優先に家庭の様子も十分把握できないままに実施する意見が散見される。一時帰宅をした子どもの意見、希望を聴取している。他自治体への一時帰宅を実施するケースはない。

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

評価

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

【評価項目40】措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか

B

1 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている

B

☐措置や指導等の終結の判断についてのマニュアルが策定されている

△

☐一時保護や施設入所中の子どもの家庭復帰の適否や復帰後の支援等について必要に応じて要対協において検討するように要請している

○

2 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている

A

☐措置や指導等の終結を判断するために、里親や施設等の意見を確認している

○

☐措置や指導等の終結を判断するために、子どもや保護者の意向を確認している

○

3 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している

A

☐措置の解除等については、援助方針会議にて検討されている

○

☐家庭復帰の適否を判断するための確認事項等が明確になっている

○

4 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている

B

☐措置や指導等の終結理由が明確になっている

○

☐その理由について、里親や施設、子どもや保護者に対して説明している

○

☐措置や指導等の終結の判断についてのマニュアルの見直しが行われている

△

【コメント】

措置や指導等の終結の判断については子どもを始め施設や関係者の意見等を踏まえて援助方針会議で検討し終結の判断を行っている。措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている。

今後、措置や指導等の終結の判断について手順やルールが具体的・詳細に書かれた、マニュアルの策定が望ましい。

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

評価

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

【評価項目41】措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか

A

1 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している

A

☐措置解除等の検討段階で、措置解除後の支援についても検討している

○

☐措置解除後に必要となる支援について、里親や施設等の意見を聴いている

○

☐子どもにとって負担のない段階的な移行となるよう、配慮されている

○

☐措置解除後の支援について、「誰が」「何を行うか」が明確になっている

○

☐役割分担にあたり、要対協で調整する場合に必要な助言等を行っている

○

【コメント】

措置解除後に必要な支援については、里親や施設等の意見を聴き支援の内容について検討している。区とは個別支援会議を開催し、支援の役割を決めている。

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

評価

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

【評価項目42】入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか		A
1 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている		A
☐ 措置解除時に、虐待の再発の可能性や課題、継続的に確認すべき事項が関係機関を含め確認されている		○
☐ 虐待の再発リスクが高いと判断された場合に、迅速に対応できている		○
2 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている		A
☐ 措置解除の一定期間、家庭訪問等を行っている		○
☐ 子どもの生活について十分に把握している		○
3 子どもの状況に応じ、措置停止など必要な支援を検討している		A
☐ 在所期間延長後の生活の見通し等についても検討している		○
4 一時保護や措置解除後の支援について市町村と十分な協議を行っている		A
☐ 一時保護や措置解除後の支援について市町村と十分な協議を行っている		○
【コメント】 措置解除時に、虐待の再発の可能性や課題、継続的に確認すべき事項が関係機関を含め確認している。措置解除後の必要な支援について区と個別支援会議を開催し協議を行っている。しかし、施設から解除後の支援における役割分担や報告等への対応に不安があるとの意見もある。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○児童自立生活援助等

評価

【評価項目43】子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか		A
1 自立援助ホームの対象の子どもうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている		A
☐ 必要な子どもに対し、自立援助ホームの説明している		○
2 自立援助ホームを利用している子どもについて、必要な支援を継続している		A
☐ 自立援助ホームを利用している子どもについて、必要な支援を継続している		○
3 18歳以上の者に関し、必要な支援等を行っている		A
☐ 支援を必要とする18歳以上の者について、児童相談所としてどのような対応・工夫を行っている		○
【コメント】 児童養護施設等を退所した18歳以上の者についても、児童相談所に相談があった場合には、生活保護制度や自立援助ホームの活用等について、助言を行うほか施設職員との面談に同席するなどの支援を行っている。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

評価

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

【評価項目44】 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか		A
1	家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	A
	☐ 里親等委託調整員を配置している	○
	☐ フォスティング機関や社会的養護施設の里親支援専門相談員等との連携を図っている (役割分担等が明確になっているか、協働した取り組みが行われているか)	○
	☐ 里親支援を効果的に行うために適切な体制を整えている	○
2	里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	A
	☐ 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
3	里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	A
	☐ 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
4	里親希望者に対する調査を適切に行っている	A
	☐ 里親の登録・認定の判断・名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】 令和7年度から里親支援センターを1か所新設し、民間のフォスティング機関2か所を整備している。里親月間の10月には普及啓発イベント等、里親促進フォーラム、「さっぽろ里親フェス」を開催し、里親制度の理解促進、登録里親数増のための取組を行っている。		

第Ⅴ部 社会的養育の推進

第Ⅴ部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

【評価項目45】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか		A
1	里親を希望する者からの相談を受けた場合には、必要な調査・認定等を行っている	A
	☐ 里親の希望者等への対応マニュアルが策定されている	○
【コメント】 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、家庭支援課が担当し申請書や聞き取り票等により必要な調査・認定等を行っている。		

第Ⅴ部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

【評価項目46】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか		A
1	養子縁組の適切性について十分に判断している	A
	☐ 養子縁組についての対応マニュアルが策定されている	○
	☐ 養子縁組前に、6か月以上の里親としての養育期間を設けている	○
	☐ 養子縁組についての対応マニュアルの見直しが行われている	○
2	子どもや実親に対し、必要な説明を十分に行っている	A

	☐ 子どもや実親に対し、必要な説明を十分に行っている	○
3 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている		A
	☐ 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
	☐ 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
4 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っている		A
	☐ 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っている	○
【コメント】 養子縁組は、家庭支援課が担当し手順書やハンドブックを用いて必要な手続きをはじめ子どもや実親に対し説明等が行われる。医療機関で民間あっせん機関があり、特別養子縁組等についても必要に応じて支援している。		

第Ⅴ部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

【評価項目47】 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている		A
1 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている		A
	☐ 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 養子縁組成立後も里親会を含め必要に応じて支援を行っている。		

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取		評価
【評価項目48】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている		A
1 保護者に対する説明は、出来るだけ専門用語などを使わず分かりやすいよう工夫している。		A
	☐ 保護者に対し、児童相談所のアセスメントや判断、援助方針について説明している	○
	☐ 支援者（里親・施設を含む）や委託・措置後の生活等に関する説明を行っている	○
	☐ 保護者が意向や意見を話しやすくするための配慮を行っている	○
	☐ 聴取した意見がわかる記録がある	○
【コメント】 保護者に対する説明は、できるだけ保護者に分かりやすいよう説明している。児童心理司が同行する場合は児童福祉司が説明後、補足や理解度の確認を行い記録している。		

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価

【評価項目49】 保護者の理解・同意を得られるよう努めている		A
1 必要な場面において、保護者の理解・同意を得よう努めている		A
	☐ 適切な説明により保護者の理解・同意を得よう努めている	○
	☐ 保護者の心情・生育歴・家族歴等を丁寧に聴き取っている	○

2 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	A
☐ 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 必要な場面において、同意を求める理由やその後の対応を説明している。方針が一致しない場合も理解や同意を得るよう努めている。	

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取 評価

【評価項目50】保護者への在宅指導は、適切に行われている	B
1 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	B
☐ 担当以外の職員や専門職、関係機関との連携が柔軟に行われている	○
☐ 支援・指導の結果を踏まえ、在宅指導計画は必要に応じて見直されている	△
2 保護者が指導に従わない場合に適切な措置を講じている	A
☐ 保護者が指導に従わない場合、子どもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある場合には、一時保護等の必要な措置を講じている	○
【コメント】 保護者に対して必要な支援や指導については、在宅支援アセスメントシートに基づき、計画的に支援をしている。しかし、虐待のケース以外では計画的な支援はしていないとの意見も聴かれる。	

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取 評価

【評価項目51】親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている	A
1 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	A
☐ 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
2 親子関係の再構築に向けた適切な支援を行っている	A
☐ プランを実行するための役割分担が明確になっている	○
☐ 指導・支援の効果検証が行われ、必要な見直しが行われている	○
3 親のいない子どもについても適正な支援を行っている	A
☐ 生き立ちの整理や、親族・きょうだいなど、との関係性や養育環境を構築するための支援を行っている	○
【コメント】 親子関係再構築に向けた指導・支援については、児童福祉司と児童心理司が家族支援のためのプログラムの実施や必要に応じて施設の職員と連携しライフストーリーワークなどを行っている。	

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築 評価

【評価項目52】要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
1 要対協の進行管理会議や実務者会議に児童相談所が参加している	A

	☐ 要対協の進行管理会議や実務者会議に児童相談所が参加している	○
2	要対協が求める児童相談所としての役割を認識しており、その役割を果たしている	A
	☐ 要対協が求める児童相談所としての役割を認識しており、その役割を果たしている	○
3	要対協が調整機能を発揮するために、市町村支援児童福祉司を置くなどにより必要な協議等を行っている	A
	☐ 要対協が調整機能を発揮するために、市町村支援児童福祉司を置くなどにより必要な協議等を行っている	○
【コメント】 区の要対協の実務者会議には地区担当 SV が参加している。要対協が求める児童相談所としての役割や調整機能を発揮するための取組の 1 つとして、近年、区との人事交流や区が求める児童相談所の支援について協議する場面もある。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築 評価

【評価項目53】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか		A
1	市区町村・警察や医療機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	A
	☐ 役割分担や連携方法等についてのマニュアルが策定されている	○
	☐ 市町村との連携方法が共有されている	○
	☐ 市町村と協働するための場が設けられている	○
	☐ 役割分担や連携方法等についてのマニュアルの見直しが行われている	○
【コメント】 区との役割分担について、マニュアルがあり、随時見直しが行われている。必要に応じて役割分担や連携方法はケース会議等で共有できている。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築 評価

【評価項目54】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか		S
1	役割分担や連携方法等について協議を行っている	S
	☐ 児童相談所と市区町村間で、協議の場がある	○
	☐ 市区町村との協議に対して、児童相談所は主体的・積極的にかかわっている	○
	☐ 協議の結果が実際の取り組み等に反映されている	○
2	相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	A
	☐ 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】 区とは札幌市独自のシステムにより情報共有が行われている。実務者会議の開催や児童家庭支援センターとの情報交換を定期的に実施している。また、近年研修を受講したり、グループワークを行うなど交流を図る機会もある。近年、相互の人事異動も多く区との連携強化が行われている。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築 評価

【評価項目55】市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか		B
1 市区町村からの相談や事案送致について、迅速かつ適切に対応している		B
☐	市区町村からの相談・依頼に対して、迅速かつ適切に対応できている	△
☐	市区町村の望む対応が難しい場合に、その理由と市区町村として何をしたらよいかを具体的に説明している	△
【コメント】 区からの相談・依頼に対して、迅速かつ適切に対応するよう努めているが、業務量が多く迅速な対応が困難な場合がある。児童相談所の児童福祉司が多忙すぎて、連絡がタイムリーに取れないことがあるとの意見もある。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築 評価

【評価項目56】市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか		A
1 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている		A
☐	専門的な知識や技術に関する支援が行われている	○
☐	心理職、弁護士、医師などが必要に応じて市区町村の相談支援等に関わっている	○
☐	市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
【コメント】 札幌市独自のシステムにより区と情報共有が行われている。弁護士、医師の設置で専門的支援が充実してきた。家族支援事業に関する研修等は区役所職員を含めて実施している。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築 評価

【評価項目57】児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている		
1 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している		
☐	必要に応じて児童福祉審議会への意見を聴取している	
☐	他機関が作成した資料等を提出する場合には、当該機関の承諾が得られている	
☐	児童福祉審議会からの意見について、子どもや保護者等に対してわかりやすく説明している	
【コメント】 近年、児童福祉審議会へ意見聞き取りをする事例がないため該当なし。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築 評価

【評価項目58】家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか		A
1 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画その実施に積極的に取り組んでいる		A
☐	家庭や地域に対する援助において、児童相談所はどのようにかかわっているか	○

2	ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	A
	☐ ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	○
3	巡回相談が適切に行われている	
	☐ 巡回相談における児童相談所の役割をどう認識しているか	
	☐ 巡回相談において、児童相談所はどのように関わっているか	
4	都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	A
	☐ 障害児支援における児童相談所の役割をどう認識しているか	○
【コメント】 家庭や地域に対する援助については、児童虐待防止にむけての啓発活動や技術的支援が行われている。ひきこもりについては相談があれば対応している。巡回相談は児童相談所としては行っていない。障害児支援について児童相談所の専門性を活かし、相談支援事業所と連携しながら適切な支援につなげられるよう努めている。		